

## 特集：高齢者の法律相談

### 「超」高齢社会をむかえて

全国的に高齢化が進展しています。秋田県は、今後10年で人口が76万3000人まで激減し、65歳以上の高齢者の割合はその4割近くに及ぶと推計されています。未曾有の「超」高齢社会を目前にし、行政・民間をあげての取り組みが求められています。

秋田弁護士会では、超高齢社会に向けて、法律相談の態勢を整え、研修によって高齢者特有の法律問題解決のためのスキルアップを図っております。各種機関や専門家との緊密な連携を実現し、高齢者や支援者の多様なニーズに答えてまいりたいと考えております。

秋田弁護士会会長 京野垂日



### 記事

- 1 支援センター「あおぞら」の法律相談
- 2 あおぞら出張法律相談
- 3 ひまわり・あんしん無料電話相談 **New!**
- 4 無料専門家相談
- 5 研修等の取り組み
- 6 講師派遣

## 1 支援センター「あおぞら」の法律相談

秋田弁護士会では、平成 13 年に高齢者・障害者のための支援センター「あおぞら」を開設しています。

同センターでは、電話で相談の受付をしています。

専用の名簿に登録された弁護士が、相談に応じます。

電話番号や費用は右のとおりです。

なお、「とりあえず、気軽に相談してみたい。」という方は、まずは、後記 3 のひまわり・あんしん無料電話相談にお電話ください（ただし、65 歳以上の高齢者ご本人のみ）。

 **018 - 896 - 5599**

- ☑ 受付時間 平日 9:00～17:00
- ☑ 相談場所 担当弁護士の事務所
- ☑ 相談費用 30 分以内 5,400 円（税込）  
但し法テラスの援助を利用できる方は無料
- ☑ 対象相談 高齢者・障がい者の法律問題  
相談者は家族等の支援者でも結構です

## 2 あおぞら出張法律相談

支援センター「あおぞら」では、病気その他の理由で来所困難な方には、出張法律相談も行っています。

原則として弁護士 2 名で訪問いたしますが、入居施設等で社会福祉士等の支援者の立会がある場合など、弁護士 1 名で訪問することが相当であるとセンターが認めた場合には、弁護士 1 名で対応することも可能です。

費用等は右のとおりです。

 **018 - 896 - 5599**

- ☑ 受付時間 平日 9:00～17:00
- ☑ 相談場所 相談者の居所等に**出張**
- ☑ 相談費用 弁護士 2 名の場合 30,000 円  
弁護士 1 名の場合 15,000 円  
上記は相談料、旅費・日当の合計額（税込）です。  
なお、弁護士 1 名で対応可能な場合には、法テラスの援助を利用し無料になる場合があります。
- ☑ 対象相談 高齢者・障がい者の法律問題

## 3 ひまわり・あんしん無料電話相談 **New!**

日本弁護士連合会は、超高齢社会に弁護士が対応するため、全国規模で「ひまわり・あんしん」事業を推進しておりますが、秋田弁護士会も、その一貫として、平成 27 年 4 月から無料電話相談を始めました。

秋田弁護士会の高齢者・障害者問題対策委員会の弁護士が、高齢者の問題状況を短時間で分析し、アドバイスの上、必要に応じて「あおぞら」の相談につなげたり、依頼を受けたりします。気軽にお電話ください。

 **0800 - 800 - 3108**

- ☑ 受付時間 毎週月曜 13:30～15:30  
年末年始・GW・お盆・祝日は休み
- ☑ 相談時間 30 分以内
- ☑ 相談費用 **完全無料**（電話代も**無料**）
- ☑ 対象者 65 歳以上の高齢者本人

## 4 無料専門家相談（対象は社会福祉士）

日常的に高齢者・障がい者に接する機会を持つ社会福祉士は、高齢者等からトラブルや心配事を相談される事も多いのではないのでしょうか。

その中に法律問題があるかどうか、一度、弁護士に相談してみたいかがですか。その他、成年後見制度や虐待問題等の相談にも対応します。

秋田弁護士会の高齢者・障害者問題対策委員会の弁護士が対応します。

☎ 018 - 896 - 5599

☑ 受付時間 平日 9:00～17:00

☑ 相談費用 **無料**

☑ 対象者 社会福祉士

## 5 研修等の取り組み

高齢者・障害者問題対策委員会では、県内の関係福祉機関との連携を図るため、「高齢者・障がい者問題に関わる関係機関との学習懇談会」（以下「学習懇談会」）を毎年開催しています。

学習懇談会には、社会福祉士会、社会福祉協議会、秋田県、秋田市、地域包括支援センター、秋田県地域生活定着支援センターなど実務の最前線で活躍する方々と当会会員が多数参加しています。高齢者及び障がい者に関する具体的事例を取り上げてグループディスカッションを実施し、それぞれの立場・視点から率直な意見交換や討論を行っています。

昨年度開催した学習懇談会では、認知症に罹患した親に対する子の経済的虐待や介護放棄が疑われる事案について、市町村長申立てによる成年後見制度を積極的に利用すべき、子へのサポート・配慮が不可欠だ、時間をかけて問題に取り組まないといけないなど、参加者の立場・視点に応じた貴重な意見が出されました。

この他に取り上げたテーマとしては、高齢者に対する身体的虐待と対応、障がい者の自立支援の方法と対応、成年後見制度の活用と問題点などが挙げられます。

平成 26 年度 学習懇談会の様子



## 6 講師派遣

秋田弁護士会では、高齢者・障がい者問題に関する講演の講師を派遣しています。

弁護士が成年後見制度、高齢者虐待防止法などの法律についてわかりやすく解説いたします。

例えば、

- ☑ ケアマネ、ヘルパーさん向け 養護者による高齢者虐待の対応について
- ☑ 地域包括職員向け 養護者による高齢者虐待と市町村の役割について
- ☑ 施設従事者向け 施設従事者による高齢者虐待対応について
- ☑ 相談担当者、一般向け 成年後見制度について
- ☑ 相談担当者、一般向け 高齢者の消費者被害の対応について

このほかにも、上記の内容で異なった対象者にむけて、対象者にあわせて講演を実施しています。

講演の感想では、「後見制度について理解が深まった」「虐待とは何かよく理解することができた」

「法律の専門家の講演はわかりやすい」などの感想をいただいています。

法律があるというのは、何となくわかるのだけれど、どう現場で法律を使っていいのかわからないという状況を改善するために、弁護士の講演はとても有効です。

---

あきべん通信 No.2 (高齢者の法律相談)

発行日 2015年10月1日

発行者 秋田弁護士会

〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号

電話 018 (862) 3770 (代表)

---